［略］

勤務する事務所	名　　称	
	所　在　地	
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合		
会社その他の者の商号又は名称		
主として執務する事業所その他の施設	名　　称	
	所　在　地	
会社その他の者に勤務する場合		
会社その他の者の商号又は名称		
勤務する事業所その他の施設	名　　称	
	所　在　地	

（注意事項）

［１～３　略］

様式第七号別紙（日本産業規格Ａ４）

［表略］

（注意事項）

［１・２　略］

３　法第二十一条第二項第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に該当するに至つたときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

［４・５　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［同左］

勤務する事務所	名　　称	
	所　在　地	

（注意事項）

［１～３　同左］

様式第七号別紙（日本産業規格Ａ４）

［同左］

（注意事項）

［１・２　同左］

３　法第二十一条第一項第四号に該当するに至つたときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

［４・５　同左］

（公認会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令による改正前の公認会計士等登録規則の一部改正）

第六条　公認会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第百七号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二条の規定による改正前の公認会計士等登録規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（定義） **第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　開業登録　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第十六条の二第一項又は第十七条の登録をいう。 二　［略］	（定義） **第一条**　［同上］ 一　開業登録　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第十六条の二第一項又は第十七条の登録をいう。 二　［同上］